

令和8年度

# 朝日町産後ケア事業

朝日町では、安心して産後を過ごせるように産後ケア事業を実施しています。

## 1. 利用できる方

- 朝日町在住の産後1年未満の産婦さんとお子さん
- 朝日町在住の流産・死産を経験されて1年未満の方
- 朝日町に里帰り中の産婦さん（朝日町以外に住所がある方）で、居住市町村で償還払い事業がない方及び産後ケアを必要とする方
- ※感染症などにかかっている方、お母さん、赤ちゃんどちらかが入院中の場合は利用できません。

## 2. サービス内容

- お母さんのケア（健康状態のチェックや生活面の相談）
- 赤ちゃんのケア（健康状態のチェックや体重・排泄・栄養などの相談）
- その他（育児相談、授乳指導、休息・食事の提供）



## 3. 利用内容

| 通所（デイサービス）型（日帰り利用）                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●利用期間：9：00～17：00（原則8時間）最長7日まで（連続・分割可能）<br>●利用料金：1日500円（昼食付）非課税（山形済生病院 1日1,000円）<br>●町外の方利用料金：1日1,000円（昼食付）非課税（山形済生病院 1日2,000円）                                                                      |
| 短期入所（ショートステイ）型（宿泊）                                                                                                                                                                                  |
| ●利用期間：9：00～翌17：00までの1泊2日（2日間）を最短の利用とし、最長6泊7日（7日間）まで（連続・分割可能）<br>●利用料金：1泊2日3,000円（4食付）非課税 ※1日追加ごとに1,500円（山形済生病院 同上）<br>●町外の方利用料金：1泊2日5,600円（4食付）非課税 ※1日追加ごとに2,800円（山形済生病院 1泊2日5,800円 ※1日追加ごとに2,900円） |

- ※ 住民税非課税世帯や生活保護世帯の方は、利用料無料となります。
- ※ 里帰りして当町に過ごしている産婦等の利用料は、住民税課税世帯として取り扱います。
- ※ 多胎児の場合は別途加算があります。
- ※ 利用日については、委託事業所との相談になりますので、事前にお問い合わせください。
- ※ 実施事業者によって利用できる月齢等が異なりますので、事前にお問い合わせください。

●実施事業者

- |                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| ・国井クリニック（通所・宿泊）電話：0237-84-4103 | 住所：寒河江市中郷 1450-1   |
| ・山形済生病院（通所・宿泊）電話：023-682-1111  | 住所：山形市沖町 79-1      |
| ・まちなか助産院（通所）電話：0237-67-7785    | 住所：朝日町大字宮宿 1021-14 |

## 4.利用の流れ



① 朝日町役場 健康福祉課 こども家庭センターへ相談



② 申請書の提出



③ 審査



④ 朝日町産後ケア事業利用決定通知書の発行



⑤ 利用

「朝日町産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書」を健康福祉課へ提出してください。申請書は町のホームページでもダウンロードできます。

里帰り中の産婦さん（朝日町以外に住所がある方）は、居住市町村にご相談頂き、朝日町が依頼状を受けて実施します。

決定通知書を発行します。実施事業者の混雑具合により希望に添えない場合があります。

利用の際は、「朝日町産後ケア事業利用決定通知書」を実施事業者にご提示ください。自己負担金は直接事業所にお支払いください。



産後ケア事業以外にも町では、母子保健コーディネーター（助産師）、保健師が、いつでも来所や訪問相談に対応していますのでお気軽にご相談ください！



【お申込み・問い合わせ先】

朝日町役場 健康福祉課 こども家庭センター 電話：0237-84-7755  
（平日 8：30～17：15）